

## キターネ友の会規約

### 第 1 条(名称)

本会の名称は、「キターネ友の会」(以下友の会という。)とします。

### 第 2 条(目的)

キターネホールが主催する事業を通じて、文化芸術をより身近に、より親しみやすく鑑賞する機会及び情報の提供により、文化芸術の振興に寄与することを目的とします。

### 第 3 条(事務局)

本会の事務局をキターネホール所管課内に置き、名称をキターネ友の会事務局(以下事務局という。)とします。

### 第 4 条(会員)

会員とは、本規約を承認のうえ、事務局に入会を申し込み事務局が入会を認めた方とします。

### 第 5 条(入会手続き)

本会に入会しようとするものは所定の申込みフォームもしくは、申込用紙に必要事項を記入のうえ、事務局に申し込むものとします。なお、入会手続きは、会員証の発行をもって完了するものとします。

### 第 6 条(入会金・年会費)

会員の入会金および年会費は無料とします。

### 第 7 条(特典)

会員は次の特典を受けることができます。

1. キターネホールが指定する公演等の先行予約・購入
2. 公演等の情報提供
3. その他事務局が必要と判断したもの

### 第 8 条(会員証)

1. 会員には第 5 条の入会手続きが完了後、会員証を発行します。
2. 会員証は会員のみが利用できるものとし、他人に譲渡又は貸与することができないものとします。
3. 会員が会員証を紛失し、又は盗難に遭った場合には、直ちに事務局に届け出るものとします。
4. 会員が会員証を紛失し、盗難その他の事由により会員又はキターネホールに損害が生じた場合、会員はその損害の責任を負うものとします。
5. 会員証は事務局が必要と認める場合にのみ、再発行できるものとします。
6. 会員は、退会の際には、会員証を事務局に返却又は、会員の責任において破棄するものとします。

#### 第 9 条(届出事項の変更)

1. 会員は、届け出た、氏名・住所・電話番号・メールアドレスなどに変更が生じた場合は、「登録内容変更」の手続きを事務局に届け出るものとします。
2. 会員は、前項の届出を行わず、案内物などの延着又は未着が発生した場合は、異議を述べるできないものとします。

#### 第 10 条(退会)

1. 会員を退会しようとするときは、「登録取消・退会」手続きを事務局に届け出るものとします。
2. 会員が次のいずれかに該当する場合は、会員の資格を取り消すことができるものとします。
  1. 入会時に虚偽の申告があったとき
  2. 本規約に違反したとき
  3. 暴力団その他反社会的勢力等に該当すると認められるとき
  4. その他、会員の運営上の支障があるとき

#### 第 11 条(規約の改正)

1. 事務局は、会員に対して事前の通知をすることなく、本規約の全部又は一部を変更することができるものとします。
2. 規約に定めのない事項について、本会の運営上、必要のある場合、事務局が定めるものとします。

#### 第 12 条(個人情報の取り扱い)

会員が、会員登録に際し届け出た個人情報については、会員の運営目的にのみ使用し、適切に管理します。なお、サービス・公演の品質向上の目的においては、個人を特定しない統計的情報の形で使用いたします。

#### 附則

この規約は、令和5年12月22日から施行します。